

団体割引
20%適用
(一部の商品を除きます。)

団体賠償責任保険制度のご案内

P1～2 本団体保険と日医医賠責との関係・医賠の概要

P3～11 医療過誤により患者に身体の障害を与えたときに備える

P3 診療所のご契約

P7 OP1 勤務医師包括

P4 病院のご契約

P8 OP2 看護職包括

P5～6 勤務医のご契約

P9 OP3 医療従事者包括

※刑事弁護士費用担保(追加)条項が自動セットされています。詳細はP10～P11をご確認ください。

P12～21 上記以外の賠償請求や訴訟、第三者の身体への損害に備える

P12 OP4 傷害見舞費用

P14 OP6 雇用差別・セクハラ

P13 OP5 医療廃棄物

P15～21 OP7 サイバー保険

P22 役職員の補償

P22 OP8 役職員の傷害補償

P23～24 その他の補償(単独加入可)

P23 医療事故調査費用保険

P24 産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険



保険契約者	公益社団法人青森県医師会
加入者	①医療施設の開設者または管理者が会員である医療機関 ②会員である勤務医師の先生
保険期間	2026年7月1日午後4時から1年間
保険料振替日	6月26日(金)青森県医師会にお届けの会費徴収口座より振替
申込締切日	2026年6月5日(金)必着



<参考>青森県医師会医師賠償責任保険と日医医師賠償責任保険との比較

①青森県医師会団体賠償責任保険(損保ジャパン) ※本パンフレットでご案内する内容です。

→青森県医師会会員の先生が任意で加入することができます。

●日医保険、特約保険で**自己負担となる100万円**をお支払いします。

●日医保険、特約保険で**補償されない医療施設に関わる事故も補償されます。**

- ・オプションで、勤務医・看護職・医療従事者のそれぞれの個人責任部分を包括して補償することが可能です。
- ・別途、万一の患者の診療情報等の個人情報を漏えいさせたことやサイバーインシデントに伴う、診療所・病院の損害賠償責任等を補償するサイバー保険を用意しています。
- ・日医保険(特約保険を含む)の適用がない医療機関は、100万円以上の加入も可能です。

②日本医師会医師賠償責任保険

→相互扶助の考えに則り、A会員の先生が補償の対象となります。

(自動加入)

●補償額:1事故1億円・保険期間中1億円

●自己負担額:1事故100万円

- ・日医A会員以外の他の医師による責任部分は補償されません。(カット払い)
- ・法人固有の責任部分は補償されません。(カット払い)
- ・医療施設の所有・使用・管理に起因する事故は補償されません。

③日医医師賠償責任特約保険

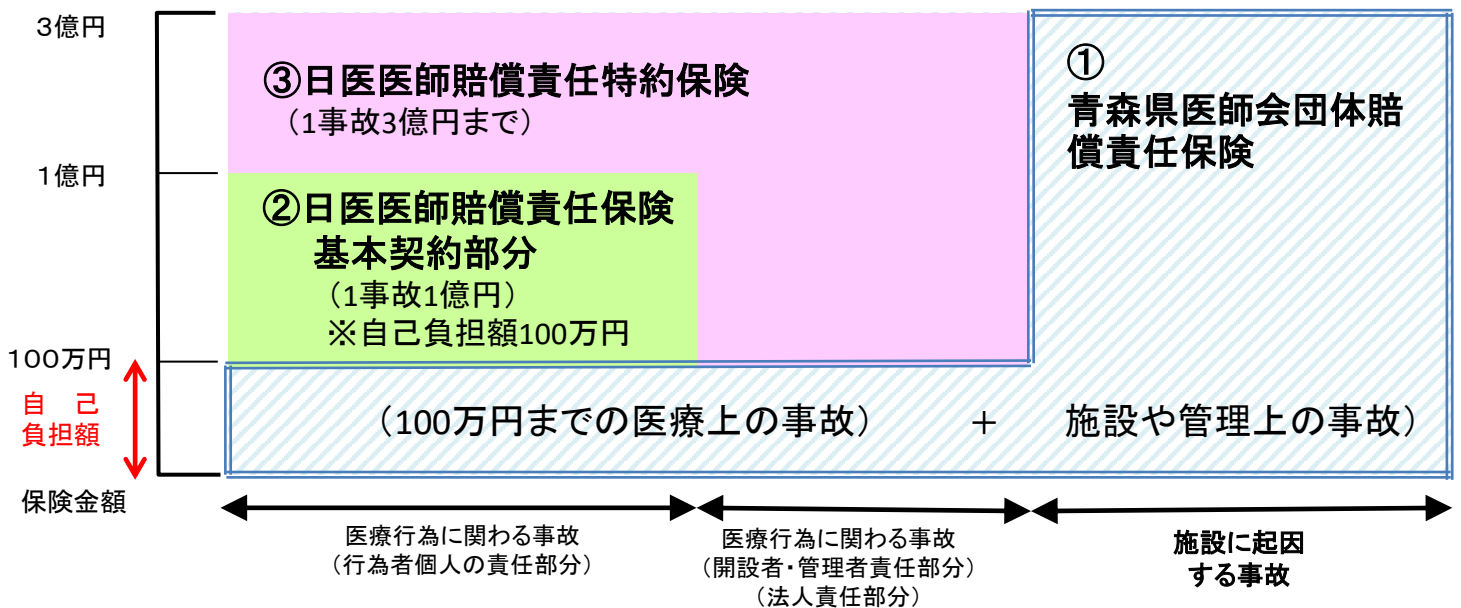
→A会員の先生が、任意で加入することができます。

(毎年5月募集)

●高額補償に対応(日医保険の上乗せとして1事故3億円・保険期間中9億円)。

●A会員以外の他の医師による責任部分、法人固有の責任部分を補完することにより、**カット払いが解消されます。**

- ・診療所、個人立病院、99床以下の法人立病院が対象となります。
- ・医療施設の所有・使用・管理に起因する事故は補償されません。



日本医師会医師賠償責任保険の留意点

- 請求の意思表示のあったときにA会員である必要があります。
- 生存退会の場合保険は失効されます。*
- 死亡退会の場合は、10年間有効となります。
- 退会前に紛争の予想される事案は、郡市・県医師会に報告してください。
- 勤務医師賠償責任保険は、加入者が事故を認識した日に加入している必要があります。

※A会員を退会すると、会員時代の医療事故についても自己の責任となります。

ただし、廃業により日本医師会B会員に区分変更を行った場合は、10年以内に損害賠償請求があれば保険が適用されます。

詳しい解説が動画で
ご覧になれます



青森県医師会団体賠償責任保険の概要

本保険は、医療事故に関する賠償責任保険と医療施設の欠陥・給食等の事故に関する賠償責任保険がセットになっており、医業の安定的経営のために必要不可欠の内容となっています。

◆医師特約条項の概要

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者さんに身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

◆医療施設特約条項の概要

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、業務遂行上の事故(注1)、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

(注1) 医療施設の内外で行われる業務遂行に起因して生じた事故が対象となります。

※賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

この保険にご加入いただく方は

この保険にお申込みいただく方は、原則として医療事故が発生した場合に、被害者に対して法律上の損害賠償責任を負担する方、つまり賠償義務を履行すべき責任者の方です。通常は、診療所、病院、介護医療院の開設者となります。

なお、医療施設の開設の届出を行っている施設単位でのご加入となります。

ただし、介護医療院については、転換元となる医療施設特約条項と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設とセットでの加入となります。

また、診療所、病院、介護医療院に勤務される医師個人(勤務医)の方も加入できます。

※勤務医師の方がご加入の場合は医療施設特約条項は対象とはなりません。

なお、ご加入条件は次のとおりです。

- ①青森県医師会の会員であること。
- ②青森県医師会の会員が理事長または管理者となっている診療所、病院であること。

被保険者(保険の補償を受けられる方)は

<1> 医療施設の開設者の方がご加入の場合

<医師特約条項>

開設者の方のみとなります。開設者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。

※ただし、開設者の業務の補助者である医師(管理者、勤務医師等)、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

<医療施設特約条項>

記名被保険者(加入者証に被保険者として記載される方)である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

<2> 勤務医師の方がご加入の場合

被保険者は医院、診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師の方となります。

お支払いする保険金

<1> 医師特約条項

- ①法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)
- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

<2> 医療施設特約条項

- ①法律上の損害賠償金
・身体賠償事故の場合 治療費、休業損失、慰謝料など
・財物賠償事故の場合 修理費、再調達費など(※)

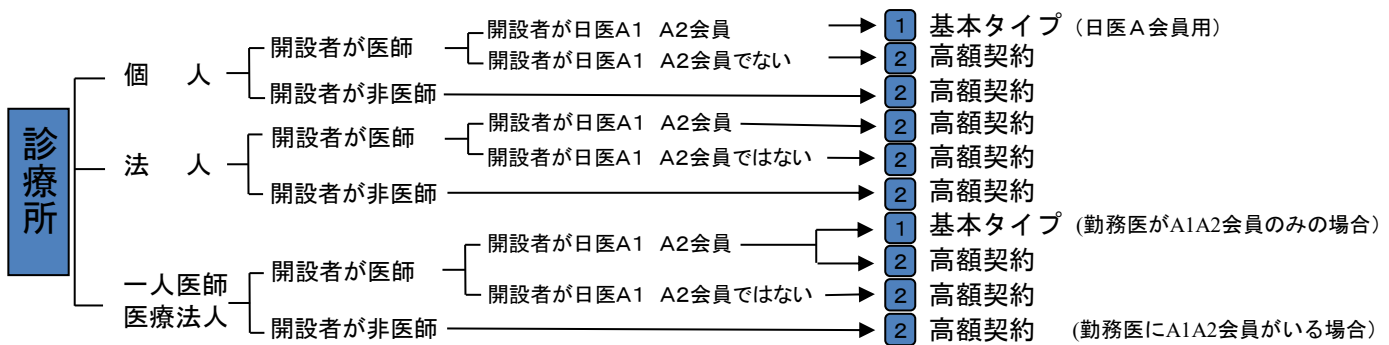
(※) 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

- ・人格権侵害事故の場合 慰謝料など

- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

診療所(19床以下の医療施設)のご契約の場合

①ご加入タイプの決め方



②保険金額と保険料 (保険期間1年、団体割引20%適用、一括払)

主な加入型のみ記載しています。パンフレットに記載のない加入型については募集代理店までお問い合わせください。

1 基本タイプ有床・無床診療所(日医A会員用)

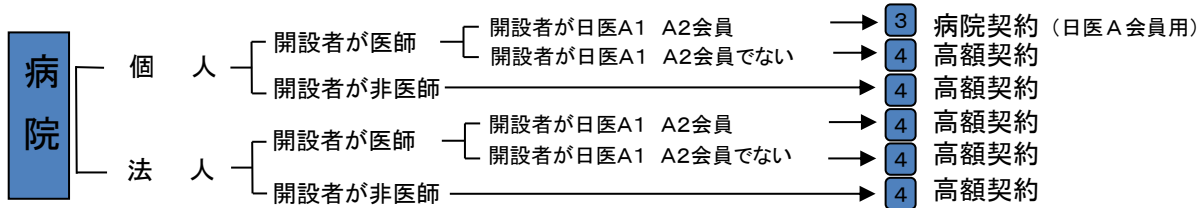
ご契約タイプ	保険金額							年間保険料
	医療上の事故		医療施設の使用管理上の事故 および給食等による事故			人格権侵害事故		
	対人		対人		対物			
	1事故につき	1年間につき	1名につき	1事故につき	1事故につき	1名につき	1事故 期間中	
S1型	100万円	300万円	5,000万円	1億円	500万円	1,000万円	1億円	6,696円
S2型	100万円	300万円	1億円	10億円	2,000万円			7,344円

2 高額契約

ご契約タイプ	保険金額							年間保険料	
	医療上の事故		医療施設の使用管理上の事故 および給食等による事故			人格権侵害事故			
	対人		対人		対物				
	1事故につき	1年間につき	1名につき	1事故につき	1事故につき	1名	1事故 期間中	無床	有床
S10型	1,000万円	3,000万円	1,000万円	2,000万円	100万円	1,000万円	1億円	30,176円	34,760円
S50型	5,000万円	1.5億円	5,000万円	1億円	500万円			66,688円	76,840円
S100型	1億円	3億円	1億円	2億円	1,000万円			80,176円	92,368円
S200型	2億円	6億円	2億円	4億円	2,000万円			107,040円	123,320円
S300型	3億円	9億円	3億円	6億円	3,000万円			133,904円	154,264円

病院のご契約の場合

①ご加入タイプの決め方



②保険金額と保険料 (保険期間1年、団体割引20%適用、一括払)

主な加入型のみ記載しています。パンフレットに記載のない加入型については募集代理店までお問い合わせください。

3 病院契約 (日医A会員用)

ご契約タイプ	保険金額							1ベッドあたりの年間保険料					
	医療上の事故		医療施設の使用管理上の事故 および給食等による事故			人格権侵害事故		一般病床			療養 病床	結核 その他 病床	精神 病床
	対人		対人		対物	1名	1事故 期間中	20 ~99床	100 ~199床	200床 以上			
	1事故 につき	1年間 につき	1名 につき	1事故 につき	1事故 につき			1,000万円	1億円				
B1型	100万円	300万円	5,000万円	3億円	500万円	1,000万円	1億円	1,608円	2,072円	お問い合わせ ください。	1,464円	141円	475円
B2型	100万円	300万円	1億円	20億円	2,000万円			1,824円	2,288円		1,680円	205円	787円

4 高額契約

ご契約タイプ	保険金額							1ベッドあたりの年間保険料					
	医療上の事故		医療施設の使用管理上の事故 および給食等による事故			人格権侵害事故		一般病床			療養 病床	結核 その他 病床	精神 病床
	対人		対人		対物	1名	1事故 期間中	20 ~99床	100 ~199床	200床 以上			
	1事故 につき	1年間 につき	1名 につき	1事故 につき	1事故 につき			1,000万円	1億円				
B10型	1,000万円	3,000万円	1,000万円	6,000万円	100万円	1,000万円	1億円	6,176円	7,968円	お問い合わせ ください。	5,160円	225円	363円
B50型	5,000万円	1.5億円	5,000万円	3億円	500万円		10,800円	13,416円	8,696円		478円	721円	
B100型	1億円	3億円	1億円	6億円	1,000万円		12,712円	15,568円	10,248円		577円	888円	
B200型	2億円	6億円	2億円	12億円	2,000万円		16,075円	19,691円	13,256円		742円	1,146円	
B300型	3億円	9億円	3億円	18億円	3,000万円		19,078円	23,380円	15,726円		884円	1,390円	

<病院契約についてのご注意> 3. 4タイプに共通

※保険料は、病床種類ごとに計算します。病院契約における病床数とは、医療法(昭和23年法律第205号)第7条に規定する都道府県知事の許可病床数をいいます。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

※新規のお申込みをいただいた場合には、損保ジャパン所定の申告書をご提出いただくこととなります。あらかじめご了承ください。

※病院でご契約いただく場合には、保険金のお支払い状況により次年度の保険料が変更となる場合がございます。その際は、個別にご連絡させていただきます。

勤務医のご契約(個人加入)の場合

医療施設(病院・診療所)に勤務される医師の方、および法人開設者日医A1会員の方がご自身の医療施設以外で医療行為を行う場合の医師賠償責任保険で、医師特約のみの加入となります。(日本国内に限ります。)

ただし、いかなる場合も医療施設の開設者の責任を肩代わりするものではありません。

日医A2会員(勤務医・研修医)および日医A1会員の方はK1型のみの加入となりますので、ご注意ください。

保険金額と保険料(保険期間1年、団体割引20%適用、一括払)

日医A2会員・法人開設者のA1会員

ご契約タイプ	対象となる勤務医	保険金額		年間保険料
		医療上の事故		
		対人		
		1事故につき	1年間につき	
K1型	日医A2会員 法人開設者のA1会員	100万円	300万円	4,000円

日医B,C会員または日医非会員

勤務医師賠償責任保険 のご契約タイプ	対象となる勤務医	保険金額		1名あたりの 年間保険料
		医療上の事故		
		対人		
		1事故につき	1年間につき	
KS10型	日医B, C会員 または 日医非会員	1,000万円	3,000万円	14,200円
KS50型		5,000万円	1.5億円	28,704円
KS100型		1億円	3億円	40,664円
KS200型		2億円	6億円	51,568円
KS300型		3億円	9億円	62,400円

医療付随業務担保追加条項 追加オプション

医療以外の業務従事中の賠償責任をカバーする**勤務医専用の補償**です。

●勤務医師賠償責任保険に、この追加条項をセットすることで、医療行為上の賠償リスクに加え、以下のような業務中まで補償範囲が広がります。

- ・勤務する医療機関における会議・事務等の医療行為以外の業務
- ・大学、大学院における教育、実習教員としての学校業務
- ・学会、医師会等の運営、専門治療ガイドライン、テキスト作成、学術総会への出席等

●患者から受託した財物の損壊による賠償リスク

●他人のプライバシー侵害等の"人格権侵害"の賠償についても、補償の対象となります。

医療付随業務担保追加条項 追加オプション (つづき)

想定される事例 以下のような事象が発生した場合に、この保険の対象となる可能性があります。

身体障害を負わせてしまった場合(付随業務担保条項)

- ・業務で自転車を運転中に誤って歩行者と接触しケガを負わせてしまった。
- ・業務で遠方出張の際、エスカレーターで誤ってスーツケースを倒し、後ろにいた人にケガを負わせてしまった。

財物を壊してしまった場合(付随業務担保条項)

- ・回診中に、誤って患者のノートパソコンを床に落とし壊してしまった。
- ・患者のスマホを手渡されたところ、手がすべり床に落下して破損した。
- ・診療が終わり、患者が外していたメガネを渡してあげようと手助けした際、落として壊してしまった。
- ・診察にあたり患者に時計をはずすよう指示。診察室で一時的に保管したところ、返却後に高級腕時計に傷がついていたとして弁償を要求された。

人格権を侵害してしまった場合(人格権侵害担保条項)

- ・所属学会で論文を発表した際、誤って、個人が特定される病歴を掲載してしまった。当該患者からプライバシーの侵害を訴えられた。
- ・勤務先の院内に不審者がいたため、警備業者と連携し別室に拘束したところ、一般来院患者であったことが判明。不当拘束について、名誉棄損として個人的に訴えられた。
- ・学術総会での症例発表の際に他の研究内容について引用したところ、当該研究医師から異なる主旨で発表に用いられたとして、名誉棄損で訴えられた。
- ・小児を診察した際、虐待の疑いで警察に通報したところ、患者の親族から名誉棄損で訴えられた。

保険金額と保険料 (保険期間1年、団体割引20%、一括払)

型		F1型		
担保条項	対象となる損害	お支払限度額	自己負担額	縮小てん補割合
付随業務担保条項	受託物以外の損害	1事故・期間中限度額1億円	なし	なし
	受託物に対する損害	1事故50万円	なし	なし
人格権侵害担保条項	人格権の侵害に起因する損害	1被害者につき1,000万円 一連の損害賠償請求について、 かつ保険期間を通じて1億円	なし	なし

※F1は勤務医の方が任意でセットできるオプションです。

追加保険料
800円 / 名

OP1 勤務医師包括担保追加条項

・勤務医の個人責任に包括的に備えたい医療機関向け・

ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的にカバーする追加条項です。ただし、当該医療施設の業務として行った医療業務のみが対象となりますので、その医療施設以外でも医療業務を行う場合は、個別に「勤務医師賠償責任保険」へのご加入の検討が必要となります。

(P.5をご参照願います)

※この追加条項に加入している場合には、勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険に加入の場であってもこの追加条項を優先して適用し、損保ジャパンは勤務医師賠償責任保険への求償権を行使しません。

※この追加条項は加入者カード記載の医療施設の使用人以外の方が、その医療施設で行った医療行為についても包括的に補償の対象としているため、被保険者のお名前の確認できる名簿(医師名簿)をご加入医療施設において常時備えつけられておくことが必要となります。

※勤務医師包括担保追加条項にご加入の場合は刑事弁護士費用担保追加条項が自動セットされております。

(1) 保険の概要

ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的に補償します。

(2) ご加入いただける方

医療施設(医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(3) 被保険者

当該医療施設で医療業務を行う勤務医師の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「勤務医師の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

- ①加入勤務医師の方の署名・捺印等が不要です。
- ②ご契約内容の変更手続き(勤務医師の方の中途加入、中途脱退等の手続)が不要です。
- ③付保もれ・更改もれの心配が不要です。
- ④過去に退職された勤務医師の方も対象となります。

(4) お支払いする保険金

- ①法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)-被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償など
- ②争訟費用等・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②戦争・変乱・暴動・労働争議
- ③地震・噴火・津波・洪水などの天災
- ④特別な約定により加重された責任
- ⑤海外での医療行為
- ⑥初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償、請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される医師賠償責任保険契約(以降の継続契約を除きます。)をいいます。

(6) ご契約にあたってのご注意

- ①ご勤務される勤務医師の方を一括して付保するため、一部の勤務医師の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「契約条件」はすべての勤務医師の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその勤務医師が診療所に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払)

【重要】加入についての注意事項		個人立の診療所・病院は1型のみ加入となります。	主契約が高額契約の場合のみ選択できます。 ただし、加入型(保険金額)は主契約の医療特約の保険金額を上回らないものとします。				
			1型	10型	50型	100型	200型
保険金額	対人1事故につき	100万円	1,000万円	5,000万円	1億円	2億円	3億円
	対人1年間に付き	300万円	3,000万円	1.5億円	3億円	6億円	9億円
一般診療所保険料	1診療所につき	1,874円	8,659円	19,192円	23,057円	30,785円	38,513円
病院保険料 (1病床につき)	一般・療養病床	381円	1,761円	3,902円	4,687円	6,258円	7,187円
	精神病床	94円	434円	962円	1,155円	1,542円	1,770円
	結核・その他病床	132円	609円	1,349円	1,620円	2,163円	2,485円

※保険料は、病床種類ごとに計算します。病床数とは、医療法(昭和23年法律第205号)第7条に規定する都道府県知事の許可病床数をいいます。
※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

OP2 看護職賠償責任保険(包括契約)

・看護職の個人責任も包括的にカバーしたい医療機関向け・

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、看護職の方個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

刑事弁護士費用担保条項が割増保険料なしで自動セットされるようになりました。詳細は19・20ページをご参照ください。

<刑事弁護士費用担保条項>に関しましては19・20ページをご参照ください

(1) 保険の概要 <看護業務担保条項>

看護職(看護師・准看護師・保険師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

※1. 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

(2) ご加入いただける方

医療施設(医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(3) 被保険者

その医療施設に勤務するすべての看護職の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

- ①加入看護職の方の署名・捺印等が不要です。
- ②ご契約内容の変更手続き(看護職の方の中途加入、中途脱退等の手続)が不要です。
- ③付保もれ・更改もれの心配が不要です。
- ④過去に退職された看護職の方も対象となります。

(4) お支払いする保険金 <看護業務担保条項>

①法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)-被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償など

②争訟費用等・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

(5) 保険金をお支払いできない主な場合 <看護業務担保条項>

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②保健師助産師看護師法に違反して行った業務
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④地震・噴火・洪水・津波またはこれらに類似の自然現象
- ⑤特別な約定により加重された責任
- ⑥海外での医療行為
- ⑦初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償、請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される医師賠償責任保険契約(以降の継続契約を除きます。)をいいます。

(6) ご契約にあたってのご注意

①ご勤務される看護職の方を一括して付保するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。

②保険金額等「契約条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。

③事故発生時にはその看護職が診療所に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払)

ご契約タイプ		HK3型	HK5型	HK7型
保険金額	1事故	1,000万円	5,000万円	1億円
	期間中	3,000万円	1.5億円	3億円
年間保険料	診療所(1診療所あたり)	3,890円	6,540円	7,680円
		一般・療養	641円	1,078円
	病院(1ベッドあたり)	結核・その他	7円	11円
精神		4円	7円	8円

※保険料は、病床種類ごとに計算します。病床数とは、医療法(昭和23年法律第205号)第7条に規定する都道府県知事の許可病床数をいいます。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

※刑事弁護士費用担保条項の保険金は、1事故・保険期間中500万円となります。

ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

OP3 医療従事者賠償責任保険(包括契約)

・医療従事者の個人責任も包括的にカバーしたい医療機関向け・

医療従事者^(注)の方の下欄記載の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

刑事弁護士費用担保条項が割増保険料なしで自動セットされるようになりました。詳細は19・20ページをご参照ください。

(注)理学療法士、臨床工学技士、診療放射線技師(診療工ックス線技師)、衛生検査技師、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、視能訓練士、義肢装具士、薬剤師、管理栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士をいいます。

<刑事弁護士費用担保条項>に関しましては19・20ページをご参照ください

(1) 保険の概要 <医療業務担保条項>

医療従事者^(注)の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)	臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)	精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)	義肢装具士法(昭和62年法律第61号)	薬剤師法(昭和35年法律第146号)
理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)	栄養士法(昭和22年法律第245号)	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
視能訓練士法(昭和46年法律第64号)	歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)	救急救命士法(平成3年法律第36号)
言語聴覚士法(昭和9年法律第132号)	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)	

※1 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることになります。

※2 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3 ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

(2) ご加入いただける方

医療施設(医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(3) 被保険者

加入者カード記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

①加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。②加入漏れ・更改もれの心配が不要です。③過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

(4) お支払いする保険金 <医療業務担保条項>

- ①法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)-被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償など
- ②争訟費用等・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

(5) 保険金をお支払いできない主な場合 <医療業務担保条項>

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②保健師助産師看護師法に違反して行った業務
- ③戦争・外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④地震・噴火・洪水・津波またはこれらに類似の自然現象
- ⑤特別な約定により加重された責任
- ⑥海外での医療行為
- ⑦初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)-身体障害により保険期間開始後に損害賠償、請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される医師賠償責任保険契約(以降の継続契約を除きます。)をいいます。

(6) ご契約にあたってのご注意

- ①ご勤務される看護職の方を一括して付保するため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「契約条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその医療従事者が診療所に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払)

ご契約タイプ		J1型	J2型	J3型	J4型	J5型	J6型	J7型	
保険金額	1事故	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	7,000万円	1億円	
	期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	2.1億円	3億円	
年間保険料	診療所(1診療所あたり)	62円	150円	211円	322円	358円	382円	419円	
	病院 (1ベッドあたり)	一般・療養	37円	89円	125円	190円	210円	226円	247円
		結核・その他	6円	14円	20円	30円	34円	36円	39円
		精神	4円	10円	13円	20円	22円	24円	26円

※保険料は、病床種類ごとに計算します。病床数とは、医療法(昭和23年法律第205号)第7条に規定する都道府県知事の許可病床数をいいます。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

※刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。

ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

自動セット 刑事弁護士費用担保(追加)条項

●割増保険料なしで自動セットされます。(ご契約形態が「(2)被保険者」に記載の形態の場合に自動セット)

<刑事弁護士費用担保(追加)条項(以下条項といいます)の概要>

医師賠償責任保険(医師特約および勤務医師包括担保追加条項)・看護職賠償責任保険(包括契約)・医療従事者賠償責任保険(包括契約)にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する条項です。被保険者が、業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします(起訴後の費用を含みます。)



(1) 保険金をお支払いする場合

① 医師賠償責任保険・勤務医師賠償責任保険(包括契約)

被保険者である医師の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

② 看護職賠償責任保険(包括契約)

被保険者である看護職の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

③ 医療従事者賠償責任保険(包括契約)

被保険者である医療従事者の医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。(上記①～③共通)

(1) 公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用

(2) 弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用

など

(2) 被保険者

個人として基本契約にご加入の場合(被保険者=個人)

基本契約(医師賠償責任保険(医師特約条項))にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

法人(病院・診療所)として基本契約にご加入の場合(被保険者=法人)

基本契約(医師賠償責任保険(医師特約条項))にご加入いただいた場で、かつ勤務医師包括契約(オプション特約)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

※勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

(注)一人医師医療法人の開設者は個人とみなしますので自動的にこの条項がセットされます。

オプションで看護職賠償責任保険(包括契約)にご加入の場合

(被保険者=加入者カード記載の医療施設に勤務するすべての看護職の方※)、

オプションで医療従事者賠償責任保険(包括契約)にご加入の場合

(被保険者=加入者カード記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方※)

自動的にこの条項がセットされます。

※過去に勤務していた方を含みます。

(3) お支払いする保険金

保険期間(1年)を通じて500万円となります。

※ただし、被保険者となる方が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

(4) 保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。

(注) 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ① 刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時(注1)
- ② 裁判所が略式命令を発した時(注2)
- ③ 第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時(注3)

(注1) ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

(注2) ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

(注3) ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

1. 次の事由に起因する損害

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
- ② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
- ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥ 所定の免許を有しない者が行った医療行為や看護業務、医療業務に起因する刑事事件
ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師医療に起因する刑事事件は除きます。

など

業務上過失致死傷罪	刑法第21条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をい、刑事訴訟法第50条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

OP4 傷害見舞費用担保追加条項

・外来患者や見舞客がおケガされた場合に備えたい医療機関向け・

医療施設において、外来患者や見舞客等（入院患者を除きます。）が急激かつ偶然な外来の事故により身体傷害を被った場合の見舞金を賠償責任の有無に関係なくお支払いします。

(1) 保険金をお支払いする場合

医療施設において、医療施設の利用者が急激かつ偶然な外来の事故^(注1)により身体に傷害^(注2)を被った場合に、被保険者である開設者が慣習として支出した所定の見舞金費用を補償します。

(注1) 法律上の賠償責任の発生の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。ただし、法律上の賠償責任が発生する場合は医療施設特約の保険金としてお支払いします。

(注2) 「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

① 偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。

② 医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師（被傷者が医師である場合場合には、その被傷者以外の医師をいいます。）の診断を受けた結果、被曝による身体障害と認定された場にかぎります。

●利用者の範囲

医療施設の利用を目的として医療施設に入場している方をいい、以下の方は含みません。

- ・被保険者（法人の場合は理事、取締役等）およびその者と同居または生計を共にする親族
- ・医療施設の業務に従事中の者
- ・医療施設の保守、保安、点検等の業務または新築、改築、増築等の工事に従事中の者
- ・医療施設に入院中の者。

(2) 被保険者

医療施設（医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院）の開設者

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③ 被傷者（利用者）の故意または重大な過失
- ④ 被傷者（利用者）の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被傷者（利用者）が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑥ 被傷者（利用者）の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑦ 被傷者（利用者）の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置

など

保険金額と保険料（保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払）

型		C1型	
保険金額	死亡・後遺障害見舞費用保険金(1名につき)	50万円	
	入院見舞費用保険金(1名につき)	入院期間が31日以上	10万円
		入院期間が15日以上30日以内のとき	5万円
		入院期間が8日以上14日以内のとき	3万円
		入院期間が7日以内のとき	2万円
	通院見舞費用保険金(1名につき)	通院日数が31日以上	5万円
		通院日数が15日以上30日以内のとき	3万円
		通院日数が8日以上14日以内のとき	2万円
	通院日数が7日以内のとき	1万円	
年間保険料	診療所(1診療所あたり)	1,724円	
	病院(1ベッドあたり)	454円	

※介護老人保健施設および介護医療院の定員数は「病院」のベッド数とみなします。

OP5 医療廃棄物排出者責任保険

・医療廃棄物の不法投棄リスクに備えたい医療機関向け・

医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、所定の法律に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用など、法律上の賠償責任をお支払いする保険です。

(1) 保険の概要

- 医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)、国内バーゼル法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)に基づく措置命令(回収命令)^(注1)・除去費用の求償^(注2)を受けた場合に廃棄物の除去や汚染土壌の浄化にかかる費用(自己負担額を控除した額に損害てん補割を乗じて得た額)などを保険金額(お支払いする保険金の限度額)を限度に補償します。
- 国内に不法投棄された場合で、次の要件をすべて満たした場合は、措置命令・除去費用の求償が出されなくても、措置命令・除去費用の求償を受けたものとみなして、医療機関の排出者責任の範囲内で保険金額(お支払いする保険金の限度額)を限度にお支払いします(自己負担額を控除した額に損害てん補割を乗じて得た額)
 - ①行政からの照会を受けるなど被保険者の廃棄物が不法投棄されたことが客観的に明らかであること。
 - ②投棄廃棄物の全数量および被保険者から排出された投棄廃棄物の数量が明らかであること。
 - ③投棄された場所の投棄廃棄物の全数量が同時に除去されることが明確であること。

(注1)措置命令とは廃棄物処理法に基づき、不法投棄者または排出者に対し都道府県知事が出す原状回復命令をいいます。
 (注2)除去費用の求償とは、緊急を要する場などで都道府県自らが除去したうえでその費用の負担を排出者等に命じることをいいます。

(2) 補償地域(保険の対象となる地域)

日本国内とします。ただし、海外に不法投棄され日本国政府より措置命令を受けた場合は、投棄された国を問いません。

(3) 被保険者

医療施設(医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(4) お支払いする保険金

- ①廃棄物処理法・国内バーゼル法による措置命令・除去費用求償に基づく廃棄物除去費用および土壌浄化費用
 - ②投棄廃棄物に起因した健康被害に対する医療費・逸失利益・慰謝料、または漁業権補償
 - ③訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)
- ※上記①②については、複数の排出者が排出した廃棄物が1か所に不法投棄された場、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等、相当の範囲内の損害が対象となります。

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。

- ①被保険者が不法投棄した、または不法投棄されることを認識しながら処理を委託した廃棄物に起因する事故(被保険者が保険期間中に廃棄物処理を無許可業者に委託していた場合)。
- ②被保険者が保険期間中に廃棄物処理を無許可業者に委託していた場合
- ③被保険者が保険期間中にマニフェストを交付しない、または虚偽記載している場
- ④被保険者の所有、使用または管理する施設に不法投棄された場場合
- ⑤不動産価格の下落
- ⑥廃棄物処理業者の身体障害・財物損壊
- ⑦被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する賠償責任 など

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払)

ご契約タイプ		Y1型	Y2型	Y3型
保険金額		5,000万円	1億円	3億円
年間 保険料	診療所	無床	7,320円	8,020円
		有床	10,030円	10,990円
	病院 (1ベッドあたり)	精神病床以外	904円	992円
		精神病床	240円	264円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

OP6 雇用慣行賠償責任保険

・セクシャルハラスメント事故に備えたい医療機関向け・

医療施設の開設者等が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求に対し、開設者等が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償する保険です。

(1) 保険の概要

被保険者が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求^(※)に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

(※)被保険者の役員、従業員、就労希望者または医療の対象者(患者)よりなされた損害賠償請求にかぎりません。医療の対象者(患者)については、セクシャルハラスメントに起因する損害賠償請求のみ補償します。

(2) ご加入いただける方

医療施設(一般医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(3) 被保険者

- ①医療施設(一般医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者
- ②記名被保険者の役員、理事長
- ③記名被保険者の従業員(パートタイム労働者、アルバイト等を含みます。)

(4) 補償地域

日本国内のみ

(5) お支払いする保険金

- ①法律上の損害賠償金慰謝料、休業補償、法律上賠償すべき差額賃金など
- ②争訟費用(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)訴訟費用、弁護士報酬など

(6) 保険金をお支払いしない主な場合

- ①労働争議、労働交渉、社内内紛、事業縮小または倒産等に起因する損害賠償請求
- ②法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ③被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ④セクシャルハラスメントを行った当事者個人に対する損害賠償請求
- ⑤加入者カード記載の遡及日※より前に行われた保険対象事由に起因する損害賠償請求
- ⑥加入者カード記載の遡及日※より前に被保険者に対して提起されていた訴訟に起因する損害賠償請求
- ⑦保険契約の開始日において、損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場
- ⑧労働者災害補償保険法等により被保険者が負担する賠償責任
- ⑨民事または刑事上の罰金、懲罰的賠償金
- ⑩日本国外でなされた損害賠償請求
- ⑪契約上加重された賠償責任 など

※「加入者カード記載の遡及日」とは、通常初年度契約の契約始期日となります。

- | | |
|-----------------------|--|
| 用語の解説 | ①解雇: 解雇が実際に行われていること ※雇用期間満了・退職は対象外 |
| | ②差別: 以下をみたまのをいいます。
・差別内容が明確になっていること ※「上司に気に入られていない」といった理由によるものは対象外
・差別による「雇用行為」がおこなわれていること ※差別による「精神的苦痛」は対象外
・就労希望者の場合は、使用者(記名被保険者)の採用意思が明らかであること |
| ③セクハラ: 以下を満たすものをいいます。 | ・役員、従業員、医療の対象者(患者)に対して「セクハラ」行為が行われたこと
※取引先におけるセクハラ行為は対象外 |
| | ・直接のセクハラ行為者以外の被保険者に対して賠償請求がなされていること |
| | ・就労希望者の場合は、使用者(記名被保険者)の採用意思が明らかであること |

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払)

ご契約タイプ		Z1型		
保険金額		1,000万円		
自己負担額(1事故につき)		50万円		
年間 保険料	診療所		16,000円	
	病院	一般病床	99床以下	2,424円×ベッド数×0.8
		療養病床	100~199床	(2,016円×ベッド数+40,436円)×0.8
		介護医療院	200床以上	本会にお問い合わせください。
		精神病床		762円×ベッド数×0.8
	結核・その他病床		591円×ベッド数×0.8	

※介護老人保健施設の定員数(「結核その他病床」)、介護医療院の定員数(「療養病床」)のベッド数とみなします。

OP7 サイバー保険

・サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに包括的に備えたい医療機関向け・

情報漏えいリスクに加え、医療機関がサイバー攻撃等を受けたことによって負う関連先に対する賠償責任、原因調査費用、データ復旧費用などの費用等まで補償します。

(1) 医療機関におけるサイバーリスクと保険の概要

- 医療機関には、医療情報などのセンシティブな情報に加え、クレジットカードなどの金融情報も存在するため、サイバー犯罪者の標的になりやすいと考えられます。特に、健康保険証の番号など、有効期限の定めのない個人情報や、変更が困難な個人情報は継続利用が可能のため狙われやすく、他の業種と比較してもサイバーリスクは高いと言えます。
- 『医療機関用団体サイバー保険』は、医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセスなどのサイバー攻撃や情報漏えいなどに起因する損害に対して保険金をお支払いする保険です。
- 個人情報だけでなく、企業情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害まで補償の対象となります。
- 事故原因はサイバー攻撃に限定されず、紙による漏えい等(FAX誤送信や情報媒体の盗難・紛失)も含めた医療施設の管理上の不備による漏えいも補償の対象となります

(2) 記名被保険者

本保険の加入者(医療機関)

(3) 被保険者

記名被保険者 記名被保険者の使用人等。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて被保険者とします。

(4) ご加入の単位

施設単位(病院、診療所など)でのご加入となります。ただし、同一の法人が複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を運営している場合には、まとめて複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のご加入が可能です。

※ 同一法人の複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてご加入の場合、保険金額はすべての対象施設で共有する保険金額となります。医療施設単位または介護医療院・介護老人保健施設単位ごとに独立の保険金額をご希望の場合は、施設単位でご加入ください。

※ 同一法人で複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を開設し、複数施設間で電子カルテなどを用いて個人情報を共同利用している場合、一部の複数医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のみご加入し事故が発生した場合にお支払いができないケースがございますので、すべての医療施設または介護医療院・介護老人保健施設でご加入ください。

※医療法人において、本部機能または管理部門機能として法人全体の運営管理の補佐・統括を行っており、医療施設外に法人本部事務局が存在する場合、ならびに、医療法第42条第1項に掲げる付帯業務を行っており、医療施設外に施設または事務所が存在する場合は、申込時にその付帯業務を行っている法人本部事務局、施設または事務所をご申告いただくことで対象業務に含めることができます。(追加保険料は不要)
なお、上記付帯業務を施設内で行っている場合は申告の必要はありません。

(5) お支払いする保険金(オールリスクプラン)

『医療機関用団体サイバー保険』は、医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセスなどのサイバー攻撃や情報漏えいなどに起因する次の損害に対して保険金をお支払いする保険です。

※加入者カードに記載された施設における医療業務または介護業務に起因する事故のみ対象です。

対象とする損害	概要
ア. 賠償責任を負担することによって生じる損害	提起された損害賠償請求について、医療機関(被保険者)が負担する損害賠償金、争訟費用など
イ. 事故時の対応、事故後の対策などのために必要な費用 ・事故対応特別費用 ・サイバー攻撃対応費用 ・情報漏えい対応費用 ・法令等対応費用	①保険金の支払対象となる損害が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため、医療機関(被保険者)が支出した情報漏えい対応費用、再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人等の出張手当・超過勤務手当などの人件費、臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用、被保険者システム修復費用、データ復旧費用、法人謝罪対応費用など ②サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用やネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用など(注1)

(5) お支払いする保険金(オールリスクプラン) つづき

対象とする損害	概要
イ. 事故時の対応、事故後の対策などのために必要な費用 ・事故対応特別費用 ・サイバー攻撃対応費用 ・情報漏えい対応費用 ・法令等対応費用	③情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより、その対応のために医療機関(被保険者)が支出した認証取得費用・個人見舞費用・事故対応関連費用などの各種費用 ④事故を医療機関(被保険者)が保険期間中に発見したことにより、医療機関(被保険者)が規制手続きを行った場合または法令などに抵触するおそれのあることを医療機関(被保険者)が認識した場合において、それに対応するために医療機関(被保険者)が支出した法令等対応費用
ウ. 利益損害(オプション)	サイバー攻撃などにより、被保険者のコンピュータシステムが機能停止することによって生じた医療機関(被保険者)の利益損害
エ. 営業継続費用(オプション)	サイバー攻撃などにより、被保険者のコンピュータシステムが機能停止することによって生じた医療機関(被保険者)の営業継続費用
オ. 自主的停止による利益損害(オプション) <small>※利益損害オプションをセットした場合に限り付帯可</small>	サイバー攻撃などを受けた場合に、システム自体は停止しなかったものの、影響有無の特定などのために、記名被保険者が自主的にシステムを停止したとき、停止した間に喪失した利益など

(注1) サイバー攻撃のおそれが、次の①または②のいずれかによって保険期間中に発見され医療機関(被保険者)が認識した場合にかぎります。

① 公的機関からの通報(サイバー攻撃に関する被害の届出および情報の受付などを行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)

② 被保険者システムのセキュリティ運用管理を委託している会社などからの通報または報告^(注2)

(注2) 医療機関(被保険者)が導入しているセキュリティ監視のソフトウェア、サービスなどからの通知を含み、当該サイバー攻撃のおそれを医療機関(被保険者)が認識した時以降に調査などを委託した会社からの報告を除きます。

(6) お支払いする保険金(情報漏えい限定プラン)

『医療機関用団体サイバー保険(情報漏えい限定プラン)』は、医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセスなどによって、情報漏えいが発生したことによる次の損害に限定して保険金をお支払いする保険です。

(※) 加入者証に記載された施設における医療業務、介護業務または付随業務に起因する事故のみ対象です。

対象とする損害	概要
ア. 賠償責任を負担することによって生じる損害	提起された損害賠償請求について、医療機関(被保険者)が負担する損害賠償金、争訟費用など
イ. 事故時の対応、事故後の対策などのために必要な費用 ・情報漏えい対応費用 ・法令等対応費用	①情報の漏えいまたはそのおそれ ^(注1) が生じたことにより、その対応のために医療機関(被保険者)が支出した認証取得費用・個人見舞費用・再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人等の出張手当・超過勤務手当などの人件費、臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用、被保険者システム修復費用、データ復旧費用など ②事故を医療機関(被保険者)が保険期間中に発見したことにより、医療機関(被保険者)が規制手続きを行った場合または法令などに抵触するおそれのあることを医療機関(被保険者)が認識した場合において、それに対応するために医療機関(被保険者)が支出した法令等対応費用

(注1) 情報漏えいまたはそのおそれのうち、個人情報の漏えいまたはそのおそれについては、保険期間中に次の①から④までのいずれかがなされることにより、個人情報の漏えいまたはそのおそれが客観的に明らかになる場合にかぎります。

① サイバー攻撃が生じたことの損保ジャパンへの書面による通知

② 記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告など

③ 本人またはその家族への謝罪文の送付

④ 公的機関に対する文書による届出、報告などまたは公的機関からの通報

(注2) 情報漏えい限定プランには、利益損害(オプション)、営業継続費用(オプション)のセットはできません。

(7) サイバー攻撃被害に伴う対応事例

サイバー攻撃を受けた場合には、各種対応のためにさまざまな費用が発生します。加えて損害賠償金の支出や喪失利益が発生する可能性があります。

電子カルテのサーバに外部から不正アクセスの可能性があることが判明した。



主な対応事項	主な対応内容	損害額(例)
原因究明	外部の調査専門会社(セキュリティベンダー)に発生原因の究明と漏えいの可能性があるデータ範囲の特定を依頼するために、サーバー3台の調査を委託した。セキュリティベンダーの調査の結果、約3万人の患者の個人情報に対し、外部から不正にアクセスされた可能性があることが判明した。	約300万円
謝罪・広報対応	弁護士と相談のうえで、被害者への謝罪と報告文書送付、関係機関への報告、社外公表文書(WEB公表)などを作成した。	約50万円
	セキュリティベンダーによる調査結果から判断した外部に漏えいまたはそのおそれの可能性が高い約3万人に、漏えいの経緯の説明を兼ねたお詫び状を郵送した。 その後、お詫びの品を発送した(1人500円の商品券+郵送代)。	約150万円 約1,800万円
コールセンターの設置	外部に公表した時点で、既存の問い合わせ窓口では対応できなくなることを想定し、新たに専用の問い合わせ窓口を設置した。 (10ブース・2週間程度、5ブース・2週間程度)	約500万円
コンサルタント委託	危機管理コンサルタント(外部)の支援を受けながら、現状把握・今後の対応方針の検討などを行う対策会議(3回)を実施した。	約200万円

※上記費用はすべて医療機関用団体サイバー保険の「事故対応特別費用」のお支払対象になります。



損害賠償	医療機関が保有する個人情報にはセンシティブな情報や金融情報などが含まれる可能性があるため、損害賠償額が高額になる可能性があります。
喪失利益・営業継続費用 (オプション付帯の場合)	感染したウイルス次第では復旧までに時間を要することとなり、その間営業を停止せざるを得なくなる可能性があります。また、営業を継続させるための緊急対応に追加費用が発生することもあります。

※上記費用は医療機関用団体サイバー保険の「損害賠償金」、「利益損害」および「営業継続費用」のお支払対象になります。

オールリスクプラン

【一般医院・診療所(有床・無床共通)】 ※一般医院・診療所については告知書割引の適用はありません

ご契約タイプ	保険金額(※1)				自己負担額	1施設当たりの 年間保険料
	①損害賠償	②事故対応 費用	③喪失利益	④営業継続 費用		
S1型	1,000万円	100万円	-	-	なし	29,380円
S2型	3,000万円	300万円	-	-		37,430円
S3型	5,000万円	500万円	-	-		44,610円
S4型	1億円	1,000万円	-	-		55,880円
S5型	2億円	2,000万円	-	-		65,530円
S6型	1億円	3,000万円	-	-		66,600円
S7型	2億円	3,000万円	-	-		72,650円

【病院契約】

※保険料は告知内容および病院の場合は病床数、介護医療院の場合は療養病床のベッド数、介護老人保健施設の場合は施設定員数に基づいて算出します。個別にお見積りしますので、取扱代理店にお問い合わせください。

ご契約タイプ	保険金額(※1)				自己負担額	年間保険料
	①損害賠償	②事故対応 費用	③喪失利益	④営業継続 費用		
S1型	1,000万円	100万円	-	-	なし	「質問書兼告知書」により割増引(±30%)が適用され、保険料は病床区分ごとの病床数または定員により異なります。
S2型	3,000万円	300万円	-	-		
S3型	5,000万円	500万円	-	-		
S4型	1億円	1,000万円	-	-		
S5型	2億円	2,000万円	-	-		
S6型	1億円	3,000万円	-	-		
S7型	2億円	3,000万円	-	-		

※③喪失利益④営業継続費用のオプション付きの保険料につきましては別途お問い合わせください。

※保険金額とは、賠償責任の場合「1損害賠償請求保険金」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1事故保険金額」および「総保険金額」を、喪失利益および営業継続費用の場合「総保険金額」を指します。

※1加入者毎に、保険期間中に上記①、②、③、④、でお支払いする保険金の合計額は、①の保険金額(総保険金額)を限度とします。

情報漏えい限定プラン

【一般医院・診療所(有床・無床共通)】 ※一般医院・診療所については告知書割引の適用はありません

ご契約タイプ	保険金額(※1)		自己負担額	1施設当たりの 年間保険料	
	①損害賠償	②事故対応 費用			
標準 プラン	P1型	1,000万円	100万円	なし	14,400円
	P2型	3,000万円	300万円		24,000円
	P3型	5,000万円	500万円		32,000円
	P4型	1億円	1,000万円		43,200円
	P5型	2億円	2,000万円		60,800円
	R1型	1億円	3,000万円		61,600円
	R2型	2億円	3,000万円		67,200円
エコノミー プラン	Q1型	1,000万円	50万円	なし	13,600円
	Q2型	3,000万円	150万円		21,600円
	Q3型	5,000万円	250万円		28,800円
	Q4型	1億円	500万円		36,800円
	Q5型	2億円	1,000万円		50,400円

※保険金額とは、賠償責任の場合「1損害賠償請求保険金」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1事故保険金額」および「総保険金額」を、喪失利益および営業継続費用の場合「総保険金額」を指します。

※1加入者毎に、保険期間中に上記①、②、でお支払いする保険金の合計額は、①の保険金額(総保険金額)を限度とします。

情報漏えい限定プラン(つづき)

【病院契約】

※保険料は告知内容および病院の場合は病床数、介護医療院の場合は療養病床のベッド数、介護老人保健施設の場合は施設定員数に基づいて算出します。個別にお見積りしますので、取扱代理店にお問い合わせください。

ご契約タイプ(旧タイプ名)		保険金額(※1)		自己負担額	年間保険料
		①損害賠償	②事故対応費用		
標準 プラン	P1型(PB1型)	1,000万円	100万円	なし	「質問書兼告知書」により割増引(±30%)が適用され、保険料は病床区分ごとの病床数または定員により異なります。
	P2型(PB2型)	3,000万円	300万円		
	P3型(PB3型)	5,000万円	500万円		
	P4型(PB4型)	1億円	1,000万円		
	P5型(PB10型)	2億円	2,000万円		
ベスト プラン	R1型(PB5型)	1億円	3,000万円	なし	
	R2型(PB6型)	2億円	3,000万円		

※保険金額とは、賠償責任の場合「1損害賠償請求保険金」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1事故保険金額」および「総保険金額」を、喪失利益および営業継続費用の場合「総保険金額」を指します。

※1加入者毎に、保険期間中に上記①、②、でお支払いする保険金の合計額は、①の保険金額(総保険金額)を限度とします。

(ご参考)その他サービス(SOMPOリスクマネジメント社提供)

サイバーリスクにおける事前対策サービス

SOMPOリスクマネジメント社では、以下サービスも展開しております。
サービスの詳しい内容につきましては、SOMPOリスクマネジメント社までご照会ください。

サービス名称	概要	費用
①サイバーリスク簡易診断・プラスサービス	病院(目安:病床数200床以上)に対して、サイバーリスク対策として必要な組織体制や技術的な対策などについて、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無償
②サイバーセキュリティレベル簡易診断(クリニック用)評価レポート	クリニック(診療所・歯科診療所)に対して、サイバーセキュリティの対策状況を簡易的に診断し、レポートを提供するサービスです。	無償
③標的型攻撃メール訓練 <Lightプラン>	疑似的な標的型攻撃メールを体験することで、適切な対処方法を身に付け、セキュリティ意識を向上させることを目的とした 無償 で行うサービスです。<Basicプラン>のお試し版となります。ご利用は1回限り・1社につき100通まで。	無償
④標的型攻撃メール訓練 <Basicプラン>	疑似的な標的型攻撃メールを体験することで、適切な対処方法を身に付け、セキュリティ意識を向上させることを目的とした 有償 で行うサービスです。ご利用は1年間。発信通数に応じて費用が決まります。	有償

(注)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

自動セットサービスの概要 (SOMPOリスクマネジメント社提供)

事故発生時のサービス (緊急時サポート総合サービス)

サイバー攻撃や情報漏えいなどによって、当該事故の原因調査や事故の公表、被害者への謝罪などの対応をしなければならない緊急時に、一連の対応をワンストップかつ総合的に支援するサービスです。医療機関用サイバー保険に加入すると、情報漏えいまたはそのおそれが生じた場合に、必要な各種機能を備えた本サービスをご利用いただけます。

特長 1

緊急時の対応をワンストップで支援

サイバーセキュリティ事業を行うSOMPOリスクマネジメント(株)が緊急時対応をコーディネート

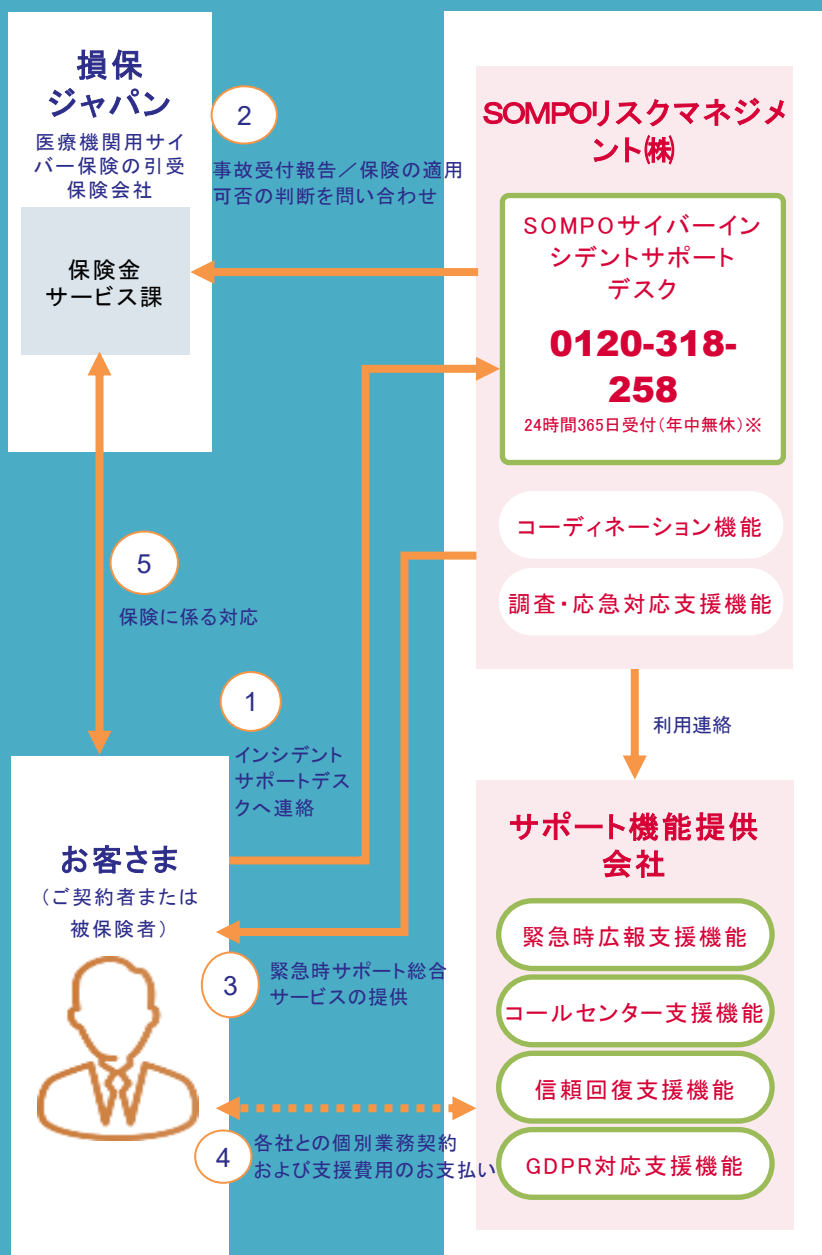
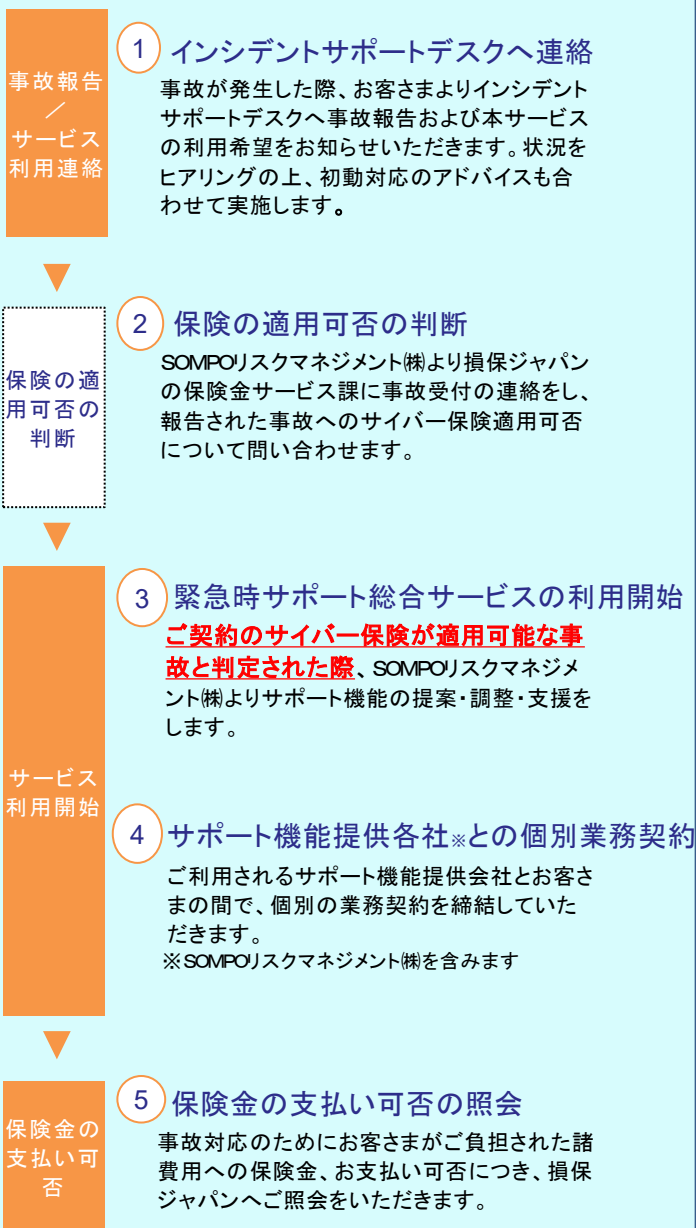
特長 2

最適なサポート機能を提案

事故の状況やお客さまのニーズに合わせて、最適なサポート機能を提案し、確実な緊急対応を実現



■ ご利用の流れ



※夜間(17時以降)および休日・祝日の受付事案については、対応およびサービス提供が当社翌営業日(平日9時以降)になる場合があります。

(注)本サービスでのご提供サービスにつきましては保険金の支払対象外となる場合があります。

自動セットサービスの概要 (SOMPOリスクマネジメント社提供) (つづき)

■サービスの概要

SOMPOリスクマネジメント(株)が事故対応に関する必要なサポート機能をコーディネートし、提携する専門事業者のサービスを通じて、緊急時におけるお客さまの被害拡散防止・早期復旧などを支援します。

■サービスの適用地域

日本国内での対応に限られます。

サイバー事故などによる情報漏えいが発生した場合の対応〔例〕



このような緊急時に、お客さまのニーズに合った以下サポート機能をご利用いただけます

主なサポート機能

概要

サポート機能提供会社
(注)2026年1月1日時点

■ コーディネーション機能

- 必要となる各種サポート機能の調整
- 事故対応窓口との連携・アドバイス etc

SOMPOリスクマネジメント(株)

■ 調査・応急対応支援機能

- 事故内容の精査
- 原因究明・影響範囲調査支援
- 被害拡大防止アドバイス etc

SOMPOリスクマネジメント(株) / (株)ラック

■ 緊急時広報支援機能

- 記者会見実施支援
- 報道発表資料のチェックや助言
- 新聞社告支援 etc

プラップコンサルティング(株)

■ コールセンター支援機能

- 事故に関し信用を毀損するSNS投稿等への対応支援
- WEBモニタリング・緊急通知 etc

(株)エルテス

■ 信頼回復支援機能

- コールセンター立上げ
- コールセンター運用
- コールセンターのクロージング支援 etc

(株)ベルシステム24

■ GDPR対応支援機能

- 再発防止策の実施状況等について報告書を発行 etc

(一財)日本品質保証機構 / BSIグループジャパン(株)

- GDPR対応に要する対応方針決定支援
- 監督機関への通知支援
- 協力弁護士事務所の紹介 etc

(株)インターネットイニシアティブ

※本サービスは、医療機関用サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にご利用いただけるサービスです

※各機能会社にお支払いいただく諸費用は、医療機関用サイバー保険でご契約している保険金額を上限に損保ジャパンから保険金として記名被保険者（医療機関）へ支払われます

※ご利用を希望する規模や期間などにより、対応ができない場合があります

医療機関用サイバー保険の付帯サービスに関する不明点・質問は、損保ジャパンの各営業店舗または取扱代理店へお問合せください

OP8 傷害担保追加条項 (同時セット：特定感染症危険担保追加条項)

第三者の
故意による
加害行為も
補償

・ 業務中のケガ(暴漢による被害事故や通勤時の事故等)に備えたい医療機関向け・

開設者、開設者の使用人その他開設者の補助者で医療施設の業務に従事する者が、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害、中毒症状(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。)、感染症に対し、所定の保険金をお支払いします。

(1) 保険金をお支払いする場合

- 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害^(注1)を被った場合に保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金)をお支払いします。
(注1) 傷害には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。
① 偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。
② 医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。
ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。)の診断を受けた結果、被曝による身体障害と認定された場合にかぎります。
- 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症を発症した場合^(注2))
(注2) 鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型)は含まれますが、鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型以外の型)、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザおよび前述以外のインフルエンザは含みません。

(2) 被保険者

- ① 開設者 ② 開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で加入者カード記載の医療施設の業務に従事するもの

(3) お支払いする保険金の種類 → 38ページの囲みをご参照ください

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意
- ② 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③ 被保険者の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した感染症
- ⑨ (原因の如何を問わず) 被保険者が頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない場合

など

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払)

型		D1型	D2型	D3型
保険金額(1名につき)	死亡・後遺障害	1,000万円	2,000万円	3,000万円
	入院日額	5,000円	7,000円	10,000円
	通院日額	2,500円	3,500円	5,000円
	特定感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
一般診療所保険料	1診療所につき	111,984円	184,448円	269,376円
病院保険料(1病床につき)	一般・療養病床	14,096円	23,032円	33,592円
	精神病床	8,240円	13,584円	19,832円
	結核・その他病床	6,920円	11,464円	16,760円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。
被保険者をご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

医療事故調査費用保険

・予期せぬ死亡事故が発生した場合に備えたい医療機関向け・

医療事故調査制度に則って第三者機関(医療事故調査・支援センター)に事故発生のご報告が受領され、医療事故調査制度で義務付けられる「院内事故調査」を実施することによって発生する費用を補償する保険です。

①お支払いする保険金

- <1> 解剖・Ai(※1)の実施に関する費用 (注)遺体の保管および搬送費用を含みます
- <2> 院内調査委員会に招聘する有識者(外部委員)に係る交通費・謝金
- <3> 医療事故調査等支援団体に支援を委託することによって発生する費用(20万円限度)
- <4> <1>から<3>のほか、医療事故調査・支援センターに報告した事案につき、院内の医療事故調査の実施にあたり被保険者が負担した費用。ただし、1回の事故について、15万円とします。
- <5> <1>から<4>のほか、医療事故調査を行うために必要と認められる、外部に支払う費用(※2)

(※1)Aiとは、Autopsy imagingの略で、日本語訳は『死亡時画像診断』です。ご遺体にCTやMRIなどの画像診断機器を用いた死因究明システムです。

(※2)委員会のための貸会議室費用、院内調査委員の雑費等で、保険会社が妥当と認めるものにかぎります。

(例)院内調査で発生するお支払事例

- | | | |
|-------------------|------|---------|
| ① 支援団体への支援・委託費用 | 20万円 | |
| ② ご遺体の搬送・保管費用 | 20万円 | |
| ③ 解剖費用・診断書作成費用 | 40万円 | |
| ④ 院内調査委員会の設置・運営費用 | 40万円 | |
| ⑤ 報告書作成に係る費用 | 20万円 | 合計140万円 |

※上記金額はあくまでも1事例であり、実際のお支払金額は個々の事例により異なります。

②保険金をお支払いできない主な場合は

- ①この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または発生するおそれのあることを知っていた場合もしくは知っていたと合理的に推定される場合。
- ②この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または医療事故が発生するおそれのあることを保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が知っていた場合もしくは知っていたと合理的に推定される場合。
- ③美容を唯一の目的とする医療行為に起因して発生した医療事故。
- ④所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師もしくは臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故を除きます。
- ⑤医療事故調査の対象外となる死亡、死産またはその他の身体の障害。 など

③この保険にお申し込いただく方(加入者)は

- ・本会の会員のうち、日本医師会A1会員ではない診療所、病院、介護医療院の開設者
- ・日本医師会A1会員のうち、200床以上の病院の開設者

④この保険で補償される方(被保険者)は

- ・本保険に加入する診療所、病院、介護医療院の開設者
- ・本会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設

※上記の方が医療施設の管理者ではない場合には、医療施設の管理者も被保険者に含まれます。

⑤ご契約タイプと保険料表

※医療事故調査費用保険は、団体割引はございません。

保険期間1年間 一括払

保険金額	年間保険料						
	(1施設あたり)		(1病床あたり)				
1事故・期間中限度	無床診療所	有床診療所	一般病床			療養病床 介護医療院	その他病床 (精神病床を含む)
			99床以下	100床 ~199床	200床以上		
500万円プラン	4,000円	12,000円	1,000円	1,200円	本会にお問い合わせください	800円	250円
1,000万円プラン	4,500円	14,000円	1,100円	1,400円		900円	300円

※病床数は原則許可病床数によりますが、現実には病床が撤去され、許可病床数より実際にある病床数(実在病床数)が少ない場合には、実在病床数によることができます。

産業医・学校医等 嘱託医活動賠償責任保険

・嘱託医活動による損害賠償責任に備えたい医療機関向け・

嘱託医(①労働安全衛生法により定められた産業医②国家公務員法・人事院規則により定められた健康管理医③学校保健安全法により定められた学校医④児童福祉法より定められた保育所の嘱託医)として行う行為のうち、医療行為以外の活動において不測の事故が発生し、損害賠償請求がなされたことで嘱託医が被る損害について補償する保険です。

①お支払いする保険金

- ①法律上の損害賠償金
 慰謝料、休業補償、法律上負担すべき差額賃金 など
- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など) など

②保険金をお支払いできない主な場合は

- ① 医療行為に起因する損害賠償請求
- ② 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する損害賠償請求
 - ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
 - イ. 車両^(注)、船舶または動物
 (注)原動力がもっぱら人力である場合を除きます。
- ③ 故意または重過失による履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
- ④ 嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または嘱託医としての業務に関する対価の返還に起因する損害賠償請求
- ⑤ 嘱託を受けていない間または嘱託が終了した後に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑥ 被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求
- ⑦ 被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- ⑧ 特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑨ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑩ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた口頭または文書もしくは図画等による表示に起因する損害賠償請求
- ⑪ 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償請求 など

③この保険にお申込みいただく方(加入者)は

- ・本会の会員のうち、日本医師会A会員ではない医師(勤務医)、診療所および病院の開設者
- ※日本医師会にて、同内容の団体制度がすでに存在するため、日本医師会A会員は加入対象外となり、日本医師会A会員以外の勤務医、医院、診療所、病院等が加入対象となります。

④この保険で補償される方(被保険者)は

- ・本保険に加入する診療所、病院の開設者、勤務医
- ・本会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設
- ※医療施設として業務を受託している場合、医療施設としての賠償責任を補償します。勤務医が行う個人の責任部分を補償するためには、勤務医包括のオプションにご加入いただくことが必要です。

⑤ご契約タイプと保険料表

※産業医 学校医等嘱託医活動賠償責任保険は、団体割引はございません。

保険金額		ご契約形態	年間保険料	保険期間1年間 一括払	
				(オプション) 勤務医包括 年間保険料	
1事故	1億円	勤務医タイプ(1名あたり)	5,000円	+	-
		診療所タイプ(1施設あたり)	5,000円	+	5,000円
期間中	3億円	病院タイプ(1施設あたり)	10,000円	+	10,000円

電話医療通訳サービスのご案内

医師賠償責任保険にご加入の医療機関さまでは、電話医療通訳を無料でご利用いただくことができます。サービス概要とご利用開始方法についてご案内いたします。

※ 医師賠償責任保険の保険期間が終了した場合には、サービスの対象外となります。

【ご利用いただける電話医療通訳の概要】



医師賠償責任保険
ご加入の医療機関さま

医療通訳事業者*1

三者間通話による通訳*2

外国人患者さま

*1 日本エマージェンシーアシスタンス(株)
(以下、「EAJ(株)」といたします。)

*2 三者間通話の対象範囲は、医療従事者と患者さまとの受付・診療・会計手続きにおける電話通訳が対象範囲となります。ただし、事前に書類などをお渡しいただき通訳が準備をしてから対応する必要があるインフォームドコンセントおよびムントセラピー等の通訳につきましては本サービスの対象外となります。

無料でご利用可能

無料利用可能
コール数
(1コール単位*1：30分以内)

【病院】
年間*2 50コール
【診療所】
年間*2 10コール

¥0

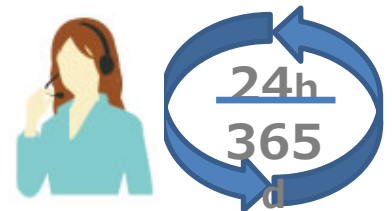
22か国語に対応

- ・英語
- ・中国語
- ・韓国語
- ・ベトナム語
- ・ネパール語
- ・タガログ語
- ・スペイン語
- ・ポルトガル語
- ・インドネシア語
- ・イタリア語
- ・フランス語
- ・ドイツ語
- ・ロシア語
- ・タイ語
- ・マレー語
- ・ミャンマー語
- ・クメール語
- ・モンゴル語
- ・シンハラ語
- ・ヒンディー語
- ・ベンガル語
- ・ウルドゥー語

(順次拡大予定)

24時間365日対応

専用電話窓口で
24時間／365日
ご利用が可能



*1 30分間を越える利用は30分毎にコール数をカウントします。

*2 年間とは4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。

※ 通話料は、ご利用者さまの負担となります。

【ご利用開始のお手続き方法】

本サービス利用ご希望の医療機関さまは、EAJ（株）WEBサイトトップページのバナーよりお申し込み専用ページへお進みいただき、お手続きください。

お申し込み専用ページ：<https://emergency.co.jp/ibaiseikifutai>

申込書送信先：service@emergency.co.jp

① EAJ（株）WEBサイト内バナーをクリック

② お申し込み専用ページより申込用紙をダウンロード

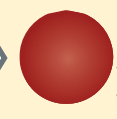
③ 申込用紙記入後 Eメールで EAJ（株）へ送信



医師賠償責任保険
ご加入者さま向け
電話医療通訳サービス
のお申し込み



Excel ファイルの
ダウンロードこちら



Emergency
Assistance
Japan

④ EAJ（株）より
登録完了通知
（申込書受領後、
3営業日以内）

⑤ ご利用開始

病 院：年間*50コール
診療所：年間*10コール
までご利用いただけます



※ EAJ(株)から電話番号や具体的な
ご利用方法のご案内がございます。

※ 登録完了通知受領後、すぐにご利用を開始いただけます。

*年間とは4月1日から翌年3月31日
までの期間をいいます。

※土日祝日を除く3営業日を過ぎてもご登録完了通知が来ない場合は、お申し込みのメールが受信できていない可能性があります。その場合にはお手数ですが、EAJ（株）までご連絡をお願いいたします。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、EAJ（株）または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

問い合わせ先

■ 電話医療通訳サービス内容および申し込みに関するお問い合わせ



日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
国際医療事業部

〒112-0002 東京都文京区小石川1-21-14

TEL 03-3811-8600

Mail service@emergency.co.jp

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項やご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

医師賠償責任保険のあらまし

- 商品の仕組み：この商品は賠償責任保険普通保険約款に医師特約条項、医療施設特約条項、各特約条項・追加条項をセットしたものです。
- 保険契約者：公益社団法人青森県医師会
- 保険期間：2026年7月1日午後4時から1年間となります。
- 募集締切：2026年6月5日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：公益社団法人青森県医師会に所属する医療機関の開設者
- 被保険者：医師特約条項は診療所、病院、介護医療院の開設者の方。
医療施設特約条項は、記名被保険者(加入者証に被保険者として記載される方)である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方
- お支払方法：2026年6月に保険料を青森県医師会会費引去口座から控除させていただきます。
- お手続き方法：指定の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の青森県医師会協同組合までご送付ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月5日までの受付分は受付日の翌月1日から2027年7月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、保険期間開始月の前月に、青森県医師会会費引去口座から控除させていただきます。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の青森県医師会協同組合までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

医師賠償責任保険の概要

<医師賠償責任保険の概要>

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」および「医療施設特約条項」の2つによって構成される保険契約です。この保険契約は病院もしくは診療所の開設の届出単位でのお引受けとなります。(なお、勤務医契約、予防接種契約、その他特殊な契約方式での保険契約を除きます。また、介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設と同一契約でのお引受けとなります。)

- ①医師特約条項・・・日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者(保険の補償を受けられる方)が負担する法律上の賠償責任を補償します。
- ◎賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。
- ②医療施設特約条項・・・医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、医療以外の業務遂行に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

<主な追加条項およびその概要>

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ①損害賠償請求期間延長担保追加条項・・・保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合があります。この追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎりません。
- ②勤務医師包括担保追加条項・・・医療施設の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任について補償します。ただし、この追加条項で保険金支払いの対象となるのは、加入者証に記載された医療施設の業務として行った医療のみとなります。
- ③刑事弁護士費用担保追加条項・・・医師賠償責任保険(医師特約および勤務医師包括担保追加条項)にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	<p>被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって、医療の対象者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合(注1)、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注2))をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(注1) 争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因事由を知った場合において、保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 損保ジャパンの事前の承認が必要です。</p>	<p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害に起因する賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族※1に対する賠償責任。ただし、保険金支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。 など</p>

医師賠償責任保険の概要(つづき)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	○ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。 (初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。)	※1 6親等内の血族、配偶者※2または3親等内の姻族をいいます。 ※2 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
建物等の使用・管理上、給食等による事故	被保険者が加入者証記載の医療施設(設備を含みます。)の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物(給食等)、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額を超過する金額とし、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。	①被保険者の故意によって生じた賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。 ②被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任 ③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任 ④戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑥他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任 ⑦自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任 ⑧看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎりず。 など
刑事訴訟に関する弁護士費用 または訴訟費用	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護士活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護士活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など	①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など (注)有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。

ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- 医師特約条項および医療施設特約条項については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎりず。
- 保険金額(お支払いする保険金の限度額)や自己負担額等を外貨建とされる場合、保険金の支払い時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額が、保険契約締結時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額を下回る場合がありますので、ご注意願います。
- 保険料算出の基礎となる契約種類(リスク区分)欄、診療所有床・無床区分欄の有床・無床区分、病院の病床数・病床区分等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書にてご確認ください。
- 保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払方式です。
- 医師特約条項では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象となりません。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入依頼書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出は不要です。
継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書、付属書類等の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書の以下の項目をいいます。

- ①被保険者(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②契約種類(リスク区分)欄および診療所有床・無床区分欄の有床・無床区分
- ③契約種類(リスク区分)欄について、病院の病床数・病床区分
- ④過去の保険金支払状況 など

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書等の記載事項の変更

- <例>①病床数や病床種類を変更される場合(病院を対象とするご契約の場合)
- ②保険金額等ご契約内容を変更される場合
 - ③個人立の診療所または病院が、法人立(一人医師医療法人を含みます。)の診療所または病院に組織変更される場合
 - ④法人立(一人医師医療法人を含みます。)の診療所または病院が個人立の診療所または病院に組織変更される場合
 - ⑤病院または診療所が買収または売却され、経営母体が変わる場合
 - ⑥標榜科目を変更される場合 など
- ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

※加入依頼書に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実

が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパン(以下、「当社」といいます。)は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等

(以下、「当社業務」といいます。)を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については当社公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。)

(※)この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●2010年4月1日以降発生した事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。

3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。

4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

* 保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

万一事故にあわれたら

■保険事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの事故サポートセンターまでご連絡ください。

■万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。）は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で取扱代理店または損保ジャパンに通知してください。

(1) 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

(2) 上記(1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

(3) 損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続を行ってください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。

ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類（※）または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

（※）損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

●被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

No.	事故時に必要となる書類	必要書類の例	事故が起こった場合
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など	事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。 【窓口：事故サポートセンター】 <受付時間> 24時間365日 0120-727-110 おかけ間違いにご注意ください。
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など	
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類休業損害証明書、源泉徴収票 など	
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など	
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手方からの領収書、承諾書 など	

（注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241（全国共通）おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

- 商品の仕組み：この商品は業務過誤賠償責任保険普通保険約款にサイバー保険特約条項、制裁等に関する追加条項、戦争不担保追加条項、医療機関用追加条項、被保険者相互間の関係に関する追加条項(サイバー保険特約条項用)、利益・営業継続費用補償追加条項(オールリスクプランの場合のみオプションとしてセット可能)、自主的停止による利益補償追加条項(利益・営業継続費用補償追加条項付帯の場合のみオプションとしてセット可能)、情報漏えい限定補償追加条項(情報漏えい限定プランのみ)をセットしたものです。
- 保険契約者：公益社団法人青森県医師会
- 保険期間：2026年7月1日午後4時から1年間となります。
- 募集締切：2026年6月5日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：公益社団法人青森県医師会に所属する医療機関の開設者または管理者
- 被保険者：記名被保険者 記名被保険者の使用人等。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて被保険者とします。
- お支払方法：2026年6月に保険料を青森県医師会会費引去口座から控除させていただきます。
- お手続き方法：指定の加入依頼書に必要な事項をご記入のうえ、ご加入窓口の青森県医師会協同組合までご送付ください。
- 中途加入：保険期間の途中でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月5日までの受付分は受付日の翌月1日から2027年7月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、保険期間開始月の前月に、青森県医師会会費引去口座から控除させていただきます。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の青森県医師会協同組合までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。なお、詳細については保険約款をご確認ください。

【共通】

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
- ④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐欺
ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
- ⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. 偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止
- ⑥ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
- ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
- ⑨ 差押え、徴収、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
- ⑩ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
- ⑪ 戦争等(以下のアからウに掲げるものをいいます。)に起因する損害
ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
ウ. 安全保障または防衛に重大な影響を与えるもの

※①から③までについては、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。

など

【事故に関する各種対応費用の固有部分】

- ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用

など

【利益損害・営業継続費用の固有部分】

- ① 保険契約者または記名被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されないこと
- ③ 労働争議
- ④ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑤ 被保険者システムの操作者または監督者等の不在
- ⑥ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯する者が、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為
- ⑦ 衛星通信の機能の停止
- ⑧ 記名被保険者が新たなソフトウェアを使用した場合または改定したソフトウェアを使用した場合において、次のアまたはイに掲げる対象事故
ア. 通常要するテストを実施していないソフトウェアの瑕疵によって生じた対象事故
イ. ソフトウェアの瑕疵によって、そのソフトウェアのテスト期間内、試用期間内、または正式使用後10日以内に生じた対象事故

など

ご注意

- 医療機関用サイバー保険は、業務過誤賠償責任普通約款にサイバー保険特約など各種特約条項および追加条項を付帯することによって構成されています。特約条項および追加条項などの詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書などの記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は全世界となります。
- 保険料算出の基礎となる病床数、施設定員数等、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができますことをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。
 - ①保険期間が1年以内のご契約
 - ②営業または事業のためのご契約
 - ③法人または社団・財団等が締結したご契約
 - ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。
(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数値を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

■保険事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの事故サポートセンターまでご連絡ください。

■万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。）は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で取扱代理店または損保ジャパンに通知してください。

(1) 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

(2) 上記(1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

(3) 損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。

ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

(※) 損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

●被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

① 公的機関による捜査や調査結果の照会 ② 専門機関による鑑定結果の照会 ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④ 日本国外での調査 ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

No.	事故時に必要となる書類	必要書類の例	事故が起こった場合
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など	事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。 【窓口：事故サポートセンター】 <受付時間> 24時間365日 0120-727-110 おかけ間違いにご注意ください。
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など	
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書 など ② 他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類休業損害証明書、源泉徴収票 など	
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など	
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手方からの領収書、承諾書 など	

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241（全国共通）おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

医療事故調査費用のあらし

- 商品の仕組み : この商品は費用・利益保険普通保険約款および医療事故調査費用保険特約条項に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : 公益社団法人青森県医師会
- 保険期間 : 2026年7月1日午後4時から1年間となります。
- 募集締切 : 2026年6月5日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者 : 公益社団法人青森県医師会に所属する医療機関の開設者
 - 被保険者 : 公益社団法人青森県医師会の会員
公益社団法人青森県医師会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設
※上記の方が医療施設の管理者ではない場合には、医療施設の管理者も被保険者に含まれます。
 - お支払方法 : 2026年6月に保険料を青森県医師会会費引去口座から控除させていただきます。
 - お手続方法 : 指定の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の青森県医師会協同組合までご送付ください。
 - 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月5日までの受付分は受付日の翌月1日から2027年7月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、保険期間開始月の前月に、青森県医師会会費引去口座から控除させていただきます。
 - 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の青森県医師会協同組合までご連絡ください。
 - 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

医療事故調査費用保険の概要

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
保険金を支払う損害は、加入者証記載の保険期間中に発生した医療事故(※)について、被保険者が医療事故調査(※)を行うにあたり支払った費用です。 お支払いする主な費用は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ①解剖・Ai(死亡時画像診断)に関する費用 (注)遺体の保管および搬送費用を含みます ②院内調査委員会に招聘する有識者(外部委員)に係る交通費・謝礼金 ③医療事故調査等支援団体に支援を委託することによって発生する費用 ④院内の医療事故調査の実施にあたり負担した費用 ⑤その他、医療事故調査(※)を行うために必要な外部に支う費用で保険会社が妥当と認めたもの (※)医療事故、医療事故調査の定義は、「用語のご説明」に記載のとおりです。	次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。 <ul style="list-style-type: none"> ①この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または発生するおそれのあることを知っていた場合もしくは知っていたと合理的に推定される場合。 ②この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または医療事故が発生するおそれのあることを保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が知っていた場合もしくは知っていたと合理的に推定される場合。 ③美容を唯一の目的とする医療行為に起因して発生した医療事故。 ④所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故。ただし、所定の許可を有する臨床研修外国医師もしくは臨床研修外国歯科医師が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故を除きます。 ⑤医療事故調査の対象外となる死亡、死産またはその他の身体の障害。など

用語のご説明

用語	用語の定義
【医療事故】	医療法第6条の10第1項に規定する医療事故をいいます。
【医療事故調査】	医療法第6条の10または11に基づき、医療事故が発生した場合に行う調査、報告または説明をいいます。
【院内事故調査】	医療事故が発生した医療施設にて行う医療事故調査をいいます。
【病院等】	加入者証に記載された病院、診療所または助産所をいいます。
【医療事故調査等支援団体】	医療法第6条の11第2項に規定する医療事故調査等支援団体をいいます。
【医療事故調査・支援センター】	医療法第6条の15第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から指定を受けたものをいいます。
【被保険者】	加入者証の被保険者欄に記載された者。 医療事故が発生した病院等の管理者。

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)

- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書、付属書類等の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約の締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書、付属書類等の記載事項の変更
 <例> 保険金額等ご契約内容を変更される場合 など

- (※) 加入依頼書、付属書類等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
■ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合
- (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。
- (4)重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- この保険契約では、この保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象となりません。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であってもその被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

■保険事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの事故サポートセンターまでご連絡ください。
■万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で取扱代理店または損保ジャパンに通知してください。
 - (1)事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - (2)上記(1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - (3)損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1. ~6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
(※)損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

●被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

No.	事故時に必要となる書類	必要書類の例	事故が起こった場合
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など	事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。 【窓口：事故サポートセンター】 <受付時間> 24時間365日 0120-727-110 おかけ間違いにご注意ください。
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など	
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、凶面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類休業損害証明書、源泉徴収票 など	
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など	
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手方からの領収書、承諾書 など	

(注1)事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241(全国共通)おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

産業医 学校医等嘱託医活動賠償責任保険のあらまし

- 商品の仕組み：この商品は業務過誤賠償責任保険普通保険約款に嘱託医に関する特約条項、各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：公益社団法人青森県医師会
- 保険期間：2026年7月1日午後4時から1年間となります。
- 募集締切：2026年6月5日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：公益社団法人青森県医師会に所属する医療機関の開設者
 - 被保険者：公益社団法人青森県医師会の会員のうち、日本医師会A1会員ではない医師(勤務医)、診療所および病院の開設者
 - お支払方法：2026年6月に保険料を青森県医師会会費引去口座から控除させていただきます。
 - お手続方法：指定の加入依頼書に必要な事項をご記入のうえ、ご加入窓口の青森県医師会協同組合までご送付ください。
 - 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月5日までの受付分は受付日の翌月1日から2027年7月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、保険期間開始月の前月に、青森県医師会会費引去口座から控除させていただきます。
 - 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の青森県医師会協同組合までご連絡ください。
 - 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

産業医 学校医等嘱託医活動賠償責任保険のご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
 - 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
 - この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
 - 保険料算出の基礎となる医療機関の形態等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
 - 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
 - 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申込みの日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申出ができませんのでご注意ください。
- ①保険期間が1年以内のご契約
 - ②営業または事業のためのご契約
 - ③法人が締結したご契約
 - ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 等
- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。
 - (※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
 - この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
 - 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただくと有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
 <告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
 (注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
 (追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
 ②業務内容
 ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
 ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
 (4) 重大事由による解除等
 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

■保険事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの事故サポートセンターまでご連絡ください。
 ■万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で取扱代理店または損保ジャパンに通知してください。
 - (1) 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - (2) 上記(1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - (3) 損害賠償の請求の内容
 - (4) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 - (5) 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - (6) 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 - (7) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 - (8) 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 - (9) 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- (※) 損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

- 被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。
 ●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- ※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
 ●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

No.	事故時に必要となる書類	必要書類の例	事故が起こった場合
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など	事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。 【窓口：事故サポートセンター】 <受付時間> 24時間365日 0120-727-110 おかけ間違いにご注意ください。
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など	
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類休業損害証明書、源泉徴収票 など	
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など	
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手方からの領収書、承諾書 など	

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
 (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241(全国共通)おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパン(以下、「当社」と言います。)は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」と言います。)を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
 - ①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
 - ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
 - ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
 - ④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱い商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
 - ⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については当社公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

注意 22ページ「OP8傷害担保追加条項」(3)お支払いする保険金の種類

お支払いする保険金の種類

死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害のご契約金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金の支払いがある場合はその金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害のご契約金額の4%～100%をお支払いします。
入院保険金日額	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガのため所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(5倍(外来時)・10倍(入院時))を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。
通院保険金日額	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ通院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。
感染症葬祭費用	上記ケガの事故に加え、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)、細菌性赤痢等の特定感染症を発病された場合、後遺障害保険金、入院保険金(発病日からその日を含めて180日間限度)、通院保険金(発病日からその日を含めて180日以内の90日限度)をお支払いします。また、発病日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には300万円を限度に葬祭費用の実費をお支払いします。

問い合わせ先（保険会社等の相談・連絡窓口）

- 取扱代理店 青森県医師会協同組合 担当:山崎・山田
〒030-0801 青森市新町2-8-21 TEL 017-757-8778
(受付時間:平日午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 青森支店 青森支社 担当:福田
〒030-0801 青森市新町1-1-14 TEL 050-3788-4770
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。